

団体信用生命保険

がん団信

三大疾病団信

八大疾病団信

(リビング・ニーズ特約付き)

# 被保険者のしおり

この「被保険者のしおり」では、株式会社北洋銀行（以下「銀行」といいます）のローン申込みにあたりお申込みいただき、**がん団信**、**三大疾病団信**、**八大疾病団信**の三つの団体信用生命保険（以下「団信」といいます）についての重要な事項を説明しています。

引受保険会社での加入査定結果により、**八大疾病団信**、**三大疾病団信**、**がん団信**の順でご加入いただきます。（保険契約の名称および詳細は、6ページ『ご加入いただく団信の種類』をご参照願います）

加入査定結果によっては、ご加入をお断りする場合があります。また、ご契約予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の保障は生じません。

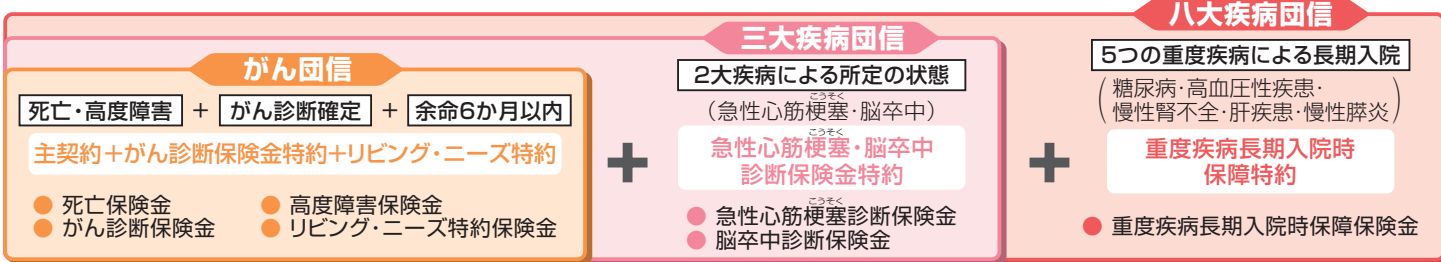
## 契約概要

この『契約概要』は、保障内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入申込の前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

また、保険金のお支払事由が生じた場合、保険金の受取人である銀行にご連絡いただく必要がありますので、ご家族にもあらかじめご説明いただきますようお願いいたします。

### 1 団体信用生命保険の仕組み

この保険契約には、保障範囲の違いにより、**がん団信**、**三大疾病団信**、**八大疾病団信**の3種類があります。



#### がん団信

銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とし、銀行から融資を受けられるローン債務者を被保険者とする生命保険契約です。

被保険者が死亡されたときに死亡保険金、「5 保険金のお支払いについて」の **がん団信** お支払事由に記載の高度障害状態となられたときに高度障害保険金、生まれてはじめてがんと診断確定されたときにがん診断保険金、余命6か月以内と判断されたときにリビング・ニーズ特約保険金が銀行に支払われ、その保険金がローン債務の返済に充当される仕組みの団体保険です。

#### 三大疾病団信

がん団信の保障に加えて、更に、急性心筋梗塞あるいは脳卒中中で「5 保険金のお支払いについて」の **三大疾病団信** お支払事由に記載の状態となられたときに急性心筋梗塞診断保険金あるいは脳卒中診断保険金が支払われ、ローン債務の返済に充当されます。

#### 八大疾病団信

三大疾病団信の保障に加えて、更に、5つの重度疾病（糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎）により「5 保険金のお支払いについて」の **八大疾病団信** お支払事由に記載の長期入院をされたときに、重度疾病長期入院時保障保険金が支払われ、ローン債務の返済に充当されます。

### 用語の解説

保険契約者	引受保険会社と保険契約を結び契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。ここでは、株式会社北洋銀行（以下「銀行」といいます）となります。
被保険者	保険契約の保障の対象となる人のことをいいます。ここでは、銀行のローン利用者となられた方で、保険加入を希望され、引受保険会社からの承諾を得られた方をいいます。
引受（生命）保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社のことです。
保険金	所定のお支払事由に該当した場合に引受保険会社から支払われるお金のことをいいます。保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に従って変動（通減）いたします。
責任開始日	申込まれた保険契約の保障が開始される日を責任開始日といいます。
分類項目と基本分類コード	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められたものをいいます。

### お客さま相談窓口

保障内容・告知などについてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

住宅ローン関連保険サポートデスク

0120-622-182 (無料)

月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除きます)

## 2 ご加入について

ご加入のお申込にあたって、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」で健康状態を告知していただきます。告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただきます。また、借入金額（保険金額）が4,000万円を超える場合は、引受保険会社所定の「健康診断結果証明書」をご提出していただきます。

健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。

なお、ご加入前に悪性新生物（がん）に罹患したことがある方は、ご加入いただけませんのでご注意ください。

※ご提出いただいた「申込書兼告知書」や診断書等は返却いたしませんので、あわせてご了承ください。

※生命保険会社の職員（営業職員・ご相談窓口担当者等）・銀行等の職員等・保険代理店等にはこの保険契約への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権はありません。

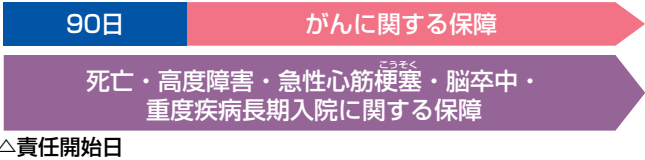
※告知書の有効期間は責任開始日までの180日です。

## 3 責任開始日について

引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がお加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。

### 保障の責任開始について

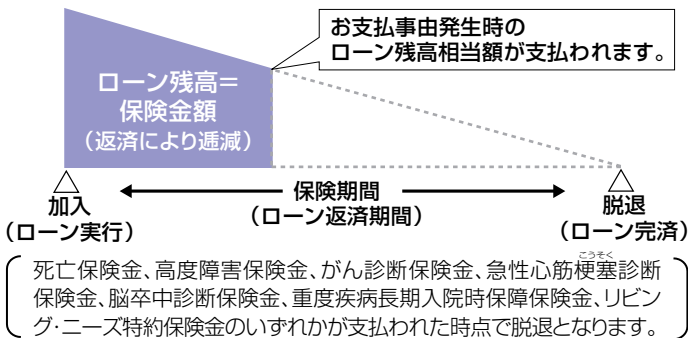
▽責任開始日から91日以後に診断確定されたがんを保障



なお、借り換え融資の場合のご注意としては、申込書兼告知書の「ご記入いただく前に必ずお読みください」をお読みください。

## 4 保険金の額について

お支払いする保険金の額は、お支払事由に該当されたときのローン残高相当額です。

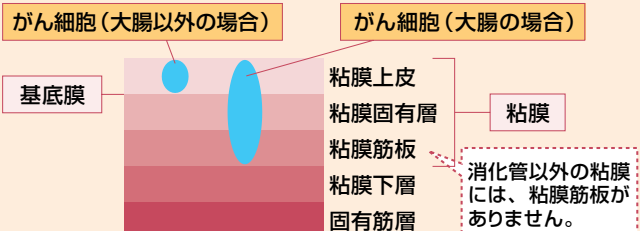


### 上皮内がんとは

がん細胞の増殖が、その発生源母体である上皮の基底膜上（注）に止まり、上皮の基底膜を越えて周囲の組織に広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。ただし、大腸においては、上皮の基底膜を越えてはいるものの、粘膜筋板までの中に止まり、粘膜下層にまで広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。

（注）上皮の基底膜とは、体の上面を覆っている皮膚、子宮、胃などの諸臓器内側を覆っている粘膜をいいます。

### 上皮内がんイメージ



## 5 保険金のお支払いについて

### がん団信

被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

保険金の名称	お支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	責任開始日以後に生じた傷害または疾病により、保険期間中に【別表1】の1.から8.のいずれかの高度障害状態となられたとき
がん診断保険金	責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物（がん（※1））に初めて罹患し、医師により悪性新生物と診断確定（※2）されたとき ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めた90日以内にがんと診断確定された場合にはがん診断保険金は支払われません。（90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合もがん診断保険金は支払われません。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんが罹患し、がんと診断確定された場合にはがん診断保険金が支払われます）
リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき（医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します）

（※1）対象となる悪性新生物（がん）とは、【別表2】によって定義づけられる疾病とし、【別表3】に区分されるものをいいます。ただし、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん」を除きます。  
（※2）がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより医師によってなされることを要します。

### 【別表1】 高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（※3）
  3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※4）
  4. 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※4）
  5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- （※3）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。  
（※4）「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 【別表2】 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3 … 悪性、原発部位 ／6 … 悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

### 【別表3】 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ網織組織および網織組織系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

## 八大疾病団信

## 三大疾病団信

**がん団信**の保障に加え、被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

保険金の名称	お支払事由
急性心筋梗塞 診断保険金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表6)において手術(別表7)を受けたとき(※5)
	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表6)において手術(別表7)を受けたとき(※5)

(注) 責任開始日前の疾病を原因としての急性心筋梗塞・脳卒中の発病については保険金が支払われません。  
(※5) 平成27年10月1日以後の手術日が対象です。

対象となる急性心筋梗塞・脳卒中とは、(別表4)によって定義づけられる疾病とし、(別表5)に区分されるものをいいます。

### (別表4) 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

### (別表5) 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、	
	(1) 急性心筋梗塞	I21
	(2) 再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	脳血管疾患(I60-I69)のうち、	
	(1) くも膜下出血	I60
	(2) 脳内出血	I61
	(3) 脳梗塞	I63

(注) 急性心筋梗塞は虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとし、陈旧性心筋梗塞、狭心症等を除きます。脳卒中は脳血管疾患のうち、一過性脳虚血等は除きます。

### (別表6) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。  
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所  
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。  
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### (別表7) 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ① 開頭術    ② 開胸術    ③ ファイバースコープ手術
- ④ 血管・バスケットカテーテル手術

**三大疾病団信(がん団信を含みます)**の保障に加え、被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

保険金の名称	お支払事由
重度疾病 長期入院時 保障保険金	次の全てを満たす入院(以下「対象入院」といいます)をし、その入院日数が継続して180日以上となるとき (1) 責任開始日以後に発病した重度疾病(別表8)を直接の原因とする保険期間中の入院であること (2) 治療を目的とした入院(備考1)であること (3) 病院または診療所(別表6)での入院であること

(注) 責任開始日前の疾病を原因としての長期入院については保険金が支払われません。

《備考1》「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、(別表6)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### (別表8) 対象となる重度疾病の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病	糖尿病	E10-E14
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15
慢性腎不全	慢性腎不全	N18
肝疾患	ウイルス肝炎	B15~B19
	肝疾患	K70~K77
慢性肺炎	その他の肺炎(K86)中の	
	・アルコール性慢性肺炎	K86.0
	・その他の慢性肺炎	K86.1

### ◎入院の特例扱い

事例	取 扱
同一の原因によって2回以上入院した場合	被保険者が対象入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係(備考2)があるときは、継続した1回の入院とみなしてお支払事由に該当するか判定します。ただし、退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
複数の重度疾病により入院した場合	以下の場合は重度疾病により継続した1つの入院とみなしてお支払事由に該当するか判定します。 (ア) 被保険者が、重度疾病を直接の原因とする入院を開始したときに別の重度疾病を併発していた場合 (イ) 被保険者が、重度疾病を直接の原因とする入院中に別の重度疾病を併発した場合
重度疾病と重度疾病以外の疾病または災害により入院した場合	以下の場合は重度疾病の治療を開始した日をその重度疾病の治療を目的とした入院日とみなし、またその重度疾病の治療が終了した日を退院日とみなしてお支払事由に該当するか判定します。 (ア) 被保険者が、重度疾病以外の疾病または傷害を直接の原因とする入院を開始したときに重度疾病を併発していた場合 (イ) 被保険者が、重度疾病以外の疾病または傷害を直接の原因とする入院中に重度疾病を併発した場合 (ウ) 重度疾病を直接の原因とする入院中に重度疾病以外の疾病または傷害による治療を開始した場合

※責任開始日前に重度疾病の入院の原因が生じていた場合であっても、責任開始日以後2年を経過した後に開始した入院については責任開始日以後に発病した重度疾病とみなし、お支払いの対象となる場合があります。

《備考2》「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

# 注意喚起情報

## 6 告知義務について

現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。

申込書兼告知書左頁「ご記入いただく前に必ずお読みください」を必ずお読みください。

なお、生命保険会社の職員（営業職員・ご相談窓口担当者等）・銀行等の職員等・保険代理店等には告知を受領する権限がなく、口頭でお話されても告知いただいたことにはなりません。また、生命保険会社の職員（営業職員・ご相談窓口担当者等）・銀行等の職員等・保険代理店等が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありませんので、この点も含め、告知事項は事実と相違ないことを誓約のうえお申込みください。

## 7 保険金が支払われない場合について

次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

### 【死亡保険金・高度障害保険金】

- ① 責任開始日から1年以内の自殺
- ② 告知義務違反によるこの保険契約の解除（※6）
- ③ 被保険者の故意により生じた【別表1】の高度障害状態
- ④ 責任開始日前の傷害または疾病による【別表1】の高度障害状態
- ⑤ 戦争その他の変乱による死亡または【別表1】の高度障害状態

### 【がん診断保険金】

- ⑥ 告知義務違反によるがん診断保険金特約の解除（※6）
- ⑦ 責任開始日からその日を含めて90日以内にかんがんと診断確定されたとき
- ⑧ 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、または、上皮内がんの場合
- ⑨ 被保険者が責任開始日前までに悪性新生物（がん）に罹患したと診断されていたとき（その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、がん診断保険金特約は無効となります）

### 【急性心筋梗塞診断保険金・脳卒中診断保険金】

- ⑩ 告知義務違反による急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約の解除（※6）
- ⑪ 責任開始日前の疾病が原因で急性心筋梗塞または脳卒中になられたとき

### 【重度疾病長期入院時保障保険金】

- ⑫ 告知義務違反による重度疾病長期入院時保障特約の解除（※6）
- ⑬ 責任開始日前の疾病が原因で重度疾病になられたとき

### 【各保険金共通】

- ⑭ 保険契約についての保険契約者または被保険者の詐欺行為により取消されたとき
  - ⑮ 保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があり解除されたとき
  - ⑯ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき
- （※6）主契約が解除となった場合には、同時に付加された特約も解除となります。また、特約が解除となった場合、正しく告知がされていないことにより主契約も解除となる場合があります。

## 【お支払事由に該当しない場合の例示】

### (a) 高度障害状態に該当しない場合

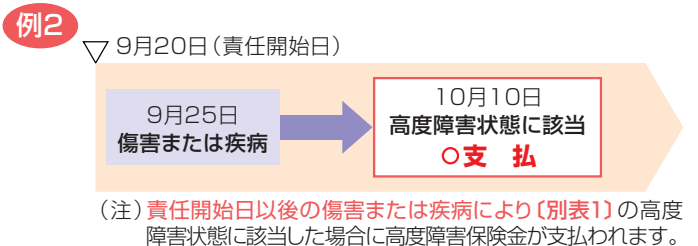
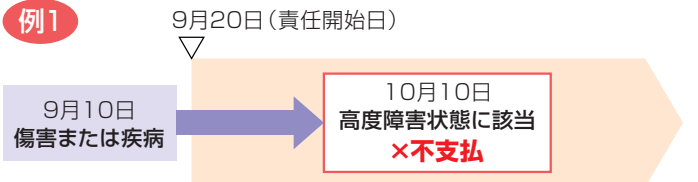
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。介護用品等を使用して自力で行える場合は、

高度障害状態に該当せず、高度障害保険金は支払われません。

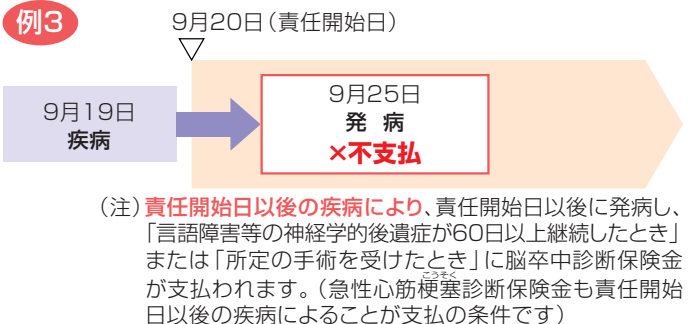
- 半身麻痺の場合は、「常に介護を要する状態」でなければ高度障害状態には該当しません。（例えば、左半身の麻痺が生じ、入浴・歩行等については、いずれも他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行うことができる場合は、「常に介護を要する状態」には該当せず、高度障害保険金は支払われません。）

### (b) 責任開始日前に生じている傷病を原因とするためにお支払事由に該当しない場合

#### 【高度障害保険金の場合】

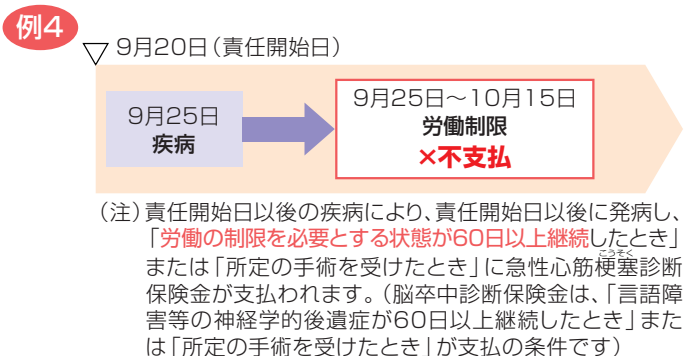


#### 【脳卒中診断保険金の場合】



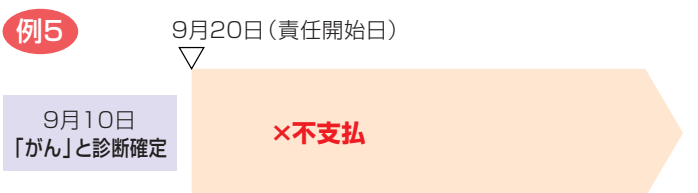
### (c) 所定の状態が60日に達せずにお支払事由に該当しない場合

#### 【急性心筋梗塞診断保険金の場合】



### (d) 責任開始日前に「がん」と診断確定されてお支払事由に該当しない場合

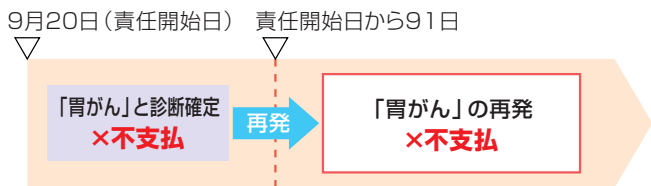
#### 【がん診断保険金の場合】



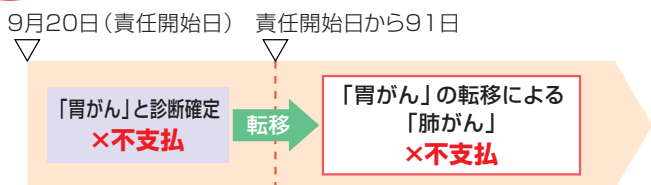
**(e) 責任開始日からその日を含めて90日以内に「がん」と診断確定されてお支払事由に該当しない場合**

**【がん診断保険金の場合】**

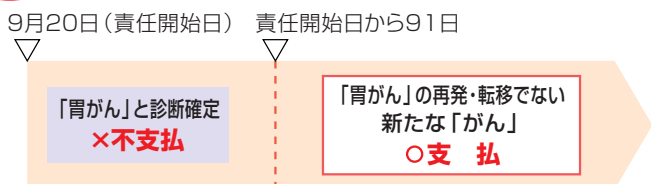
**例6**



**例7**



**例8**



**8 この保険契約からの脱退について**

次のいずれかに該当した場合、被保険者はこの保険契約から脱退となります。

なお、次のいずれかに該当する場合以外には脱退することができません。また、ご加入後、被保険者は特約のみの脱退を申し出ることはできません。

- ① 保険金が支払われたとき、または、高度障害状態が確定したとき
- ② ローン契約が終了したとき
- ③ 所定の年齢に達したとき(銀行窓口にて年齢をご確認ください)
- ④ 告知義務違反により解除されたとき
- ⑤ 詐欺の行為により取消されたとき
- ⑥ 保険金等について不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があり解除されたとき
- ⑦ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき

**9 引受保険会社と生命保険契約者保護機構について**

この保険契約の引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額が削減されることがあります。

なお、この保険契約の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しております。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

**10 その他重要事項**

**(1) ご加入のお申込の撤回等について**  
この保険契約については、銀行を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込にはクーリングオフの適用はありません。

**(2) 保険料について**  
この保険契約についての保険料は銀行が負担します。年末調整の際、生命保険料控除の対象とはなりません。

**(3) 脱退による返戻金について**  
この保険契約については、脱退による返戻金はありません。

**(4) 指定紛争解決機関について**  
この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

**(5) 「被保険者のしおり」について**  
この保険は団体保険のため、被保険者のみなさまへの約款の配布、保険証券の発行は致しません。申込書控えおよび「被保険者のしおり」については大切に保管してください。

**(6) お支払事由発生の場合の手続きについて**  
万一、被保険者に保険金のお支払事由が発生した場合、支払可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等には、すみやかに銀行までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、一部利息等について保険金での充当ができなくなる場合がありますのでご注意ください。また、ご返済が遅延している場合も同様に、一部利息等について保険金での充当ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行うことがあります。その事実の確認に際し、正当な理由がなく、回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金は支払われません。

また、ご契約内容、お支払事由報告内容および金銭消費貸借契約内容の確認をさせていただきます。確認させていただく内容は、保険金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には使用いたしません。銀行に対し、金銭消費貸借契約の内容について生命保険会社からご確認させていただく場合もあります。

なお、保険金の請求は3年間で請求がないと原則としてご請求の権利がなくなります。

**生命保険会社が破綻した場合の  
保険契約の取扱いに関するお問合せ先**

生命保険契約者保護機構 Tel(03-3286-2820)  
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]  
ホームページアドレス (<http://www.seihohogo.jp/>)

## 個人情報の取扱いについて

### (1) 保険契約者と生命保険会社からのお知らせ

申込書兼告知書ならびに医師の診断書等の添付書類に記載の被保険者の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下「個人情報」といいます)は、銀行が取得し、銀行が保険契約を締結する生命保険会社(以下「引受保険会社」といいます)に提供いたします。銀行は、この保険契約の運営において入手する被保険者の個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用いたします。また、加入可否結果は、ローンのお借入れに際し使用することがあります。引受保険会社は銀行から提供された被保険者の個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用(注)し、銀行、引受保険会社のグループ会社、再保険会社、委託先事業会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、被保険者の個人情報に変更等が生じた際にも、引続き銀行、引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、**ホームページ**(<http://www.msa-life.co.jp/>)をご参照ください。

### (2) 保険金支払時の取扱いについて

保険金の事前照会時あるいは支払請求時に、被保険者が、事理弁識能力が充分でない状態にあるとき、あるいは、がん罹患を告知されていないときなどの特別な事情があり被保険者の同意が得られない場合においても、保険金の支払いのために必要な被保険者の個人情報を銀行が取得し、銀行が保険契約を締結する引受保険会社に提供いたします。引受保険会社は、銀行から提供された被保険者の個人情報を、保険金の支払いおよびその他保険契約に関連・付随する業務に利用(注)し、銀行、引受保険会社のグループ会社、再保険会社、委託先事業会社に上記目的の範囲内で提供します。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が制限されています。

## ご加入いただく団体信用生命保険の種類

引受保険会社での加入査定結果により、ご加入いただく団信の種類が異なります。

- ◆ 八大疾病団信へのご加入が承諾の場合は、**八大疾病団信** へのご加入となります。
- ◆ 八大疾病団信へのご加入が不承諾で三大疾病団信へのご加入が承諾の場合は、**三大疾病団信** へのご加入となります。
- ◆ 八大疾病団信および三大疾病団信へのご加入が不承諾でがん団信へのご加入が承諾の場合は、**がん団信** へのご加入となります。

(注) ご契約予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の保障は生じません。

ご加入いただく団体信用生命保険で支払われる保険金は次のとおりです。

保険金のお支払事由は、2ページおよび3ページをご参照ください。

がん団信	三大疾病団信	八大疾病団信
死亡保険金 高度障害保険金 がん診断保険金 リビング・ニース特約保険金	死亡保険金 高度障害保険金 がん診断保険金 急性心筋梗塞診断保険金 脳卒中診断保険金 リビング・ニース特約保険金	死亡保険金 高度障害保険金 がん診断保険金 急性心筋梗塞診断保険金 脳卒中診断保険金 重度疾病長期入院時保障保険金 リビング・ニース特約保険金

団信の種類	保険契約(特約および特則を含む)の正式名称
がん団信	団体信用生命保険 団体信用生命保険リビング・ニース特約 団体信用生命保険がん診断保険金特約(団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則適用)
三大疾病団信	団体信用生命保険 団体信用生命保険リビング・ニース特約 団体信用生命保険がん診断保険金特約(団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則適用) 団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約(団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約の急性心筋梗塞診断保険金・脳卒中診断保険金の支払に関する特則適用)
八大疾病団信	団体信用生命保険 団体信用生命保険リビング・ニース特約 団体信用生命保険がん診断保険金特約(団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則適用) 団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約(団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約の急性心筋梗塞診断保険金・脳卒中診断保険金の支払に関する特則適用) 団体信用生命保険重度疾病長期入院時保障特約

※本資料および申込書兼告知書の文中では特約正式名称中の「団体信用生命保険」および特則名称を省略して記載しております。